

観光産業施設の新設・増設・改修を 応援します！

南砺市観光産業施設立地促進助成金のご案内

市の特色を活かした観光産業施設の立地を促進するため、観光産業施設の新設・増設・改修を支援する助成金を創設しました。

対象者

- 市内で観光産業施設を整備する法人又は個人

補助事業の内容

【要件】

- 投下固定資産額（土地・家屋・償却資産の取得価額）の合計が2,000万円以上となること
- 新規雇用従業員が1人以上となること
- 金融機関の融資を受けること（貸付期間3年以上）
- 営業日数が年間200日以上となる見込みであること
- 観光産業施設を10年以上継続して営業すること

●観光産業施設立地奨励事業

区分	補助対象経費	補助率・限度額
新設	・既存の観光産業施設の敷地以外の場所における新たな観光産業施設の設置	補助率：20% 限度額：5,000万円
増設	・既存の観光産業施設の敷地における新たな観光産業施設の設置または増築 ※工事着手から1年以内に営業を開始すること	
改修	・既存の観光産業施設の改修 ※新分野展開・事業転換・業態転換に係るものに限る ※工事着手から1年以内に営業を開始すること	

●雇用創出事業

区分	補助要件	補助額・限度額
新設 増設 改修	観光産業施設の業務に従事する正社員のうち、以下のいずれかに該当する者 ① 対象施設の営業開始日を基準として前後1年以内に雇用され、市内に住所を有する者 ② 既雇用従業員のうち、営業開始の前後1年に市内に転入し、かつ転入前5年間に市内に住所を有していない者	補助額：30万円/人 限度額：600万円

申請方法

工事の着手前に、助成対象事業指定申請書を商工企業立地課まで提出して下さい。

申請・問合せ先

南砺市ブランド戦略部商工企業立地課
〒939-1692 南砺市荒木1550
TEL：0763-23-2018